

平26福個答申第2号
平成27年1月14日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(西区市民部保険年金課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成25年10月16日付け西保年第322-3号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第75号

「診療報酬明細書」の非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「診療報酬明細書」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が非開示とした処分については、審議会が、非開示が妥当であると判断する部分（傷病名欄に記載された傷病名，摘要欄中の傷病名及び内訳のうち番号を除いた部分）を除いて，開示することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が異議申立人に対して行った，本件個人情報に係る平成25年8月5日付けの処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成25年7月17日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき，本件個人情報の開示請求を行った。

なお，異議申立人は，保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「平成●年●月●日～○月○日の●●●クリニック診療報酬明細書」

② 平成25年8月5日，実施機関は，本件個人情報について，平成●年●月分については，その全てが条例第20条第1号に規定する非開示情報に該当するとして，平成●年○月分，平成●年○月分，平成●年○月分については，医療機関からの診療報酬請求がないため開示請求に係る個人情報を保有していないとして，非開示とする処分を行い，その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成25年9月19日，異議申立人は，上記処分について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

上記処分のうち，実施機関が，平成●年○月分，平成●年○月分，平成●年○月分の開示請求に係る個人情報を保有していないとして行った非開示決定処分については，異議申立人が争っていないことから，本件においては，平成●年●月分の診療報酬明細書について条例第20条第1号に規定する非開示情報に該当するとして行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）について，審議を行うこととする。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成26年7月30日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 診療情報の開示は法令上の義務である。診療情報の提供を拒みうるのは、本人の開示請求権を制限するに足りる具体的かつ合理的根拠がある場合であり、当該患者の本人が疾患などの状態にある事実のみをもって直ちに非開示を正当化できるものではない。医療機関の判断だけで文書の非開示を決定することはまずいである。
- ② 国の通知である平成23年6月23日付け保国発0623第1号厚生労働省保健局国民健康保険課長通知及び保高発0623第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知「診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」（以下「平成23年通知」という。）の意味するところは、「病名の告知が成されているか否かを確認したうえで開示」ということである。そして、申立人は主治医から病名を告知されており、またカルテも開示してもらっている。
- ③ 診療報酬明細書の非開示の場合は、必ず、正しい病名が告知されていないことが理由となり、被保険者に対してその病名を伝えられているということを告知しているのと同じであることから、福岡市長が行った「病名の告知が成されているか否かを医療機関に問い合わせ開示・不開示を決定する」という判断は極めて間違っただけのものである。
- ④ 当該医療機関との治療関係は既に終了しており、申請の際にも実施機関に口頭で伝えている。また、他の医療機関にかかり、症状は回復に向かっている。開示することへの主治医の判断として、今後の治療に支障を及ぼすおそれがあるという意見であったことから、非開示と決定したとのことだが、当該医療機関との治療関係は終了しているのであるから、今後の治療に支障を及ぼすことはない。
- ⑤ 「真実を知りたい」と願う者に「真実を知ってもよいのか」と聞くのは愚問であり、「告知」の問題はそもそも存在しない。また、申立人は現在回復しており、診療報酬明細書に何が記述されていても驚くことはない。
- ⑥ また、平成●年●月分の医療費の通知の額と申立人が医療機関に支払った額が相違している。これについて福岡県保健医療介護部保健課に情報提供して、調査してもらったが、申立人が受けていない検査を診療報酬明細書で請求している疑いがあり、医療機関は不正請求の疑いがある。医療機関は、不正請求を「治療に支障をきたす」との理由にすり替えているのではないかと疑われる。さらに、平成●年○月から○月までの診療報酬が請求されていないことは、明らかに不当な遅延請求行為である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成26年6月25日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 診療報酬明細書等の開示については、平成17年3月31日付け保発第0331007号厚生労働省保険局長通知「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（以下「平成17年通知」という。）及び平成23年通知、また、通知を踏まえて保健福祉局で策定されている「保有個人情報開示請求事務マニュアル（区保険年金課編）」（以下「マニュアル」という。）に基づき取扱いを行っている。マニュアルでは、開示請求にあたり、医療機関(主治医)に対し、診療報酬明細書等の開示に係る意見照会を行い、開示することにより今後の診療上の支障が生じるかなど、「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認」し、開示・非開示の決定を行うものとしている。
- ② 本件処分については、医療機関からの回答を踏まえた結果、開示することによって患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼすおそれがあり、条例第20条第1号に規定する非開示情報に該当し、開示することが適切でないと判断したため、非開示とした。
- ③ その後、本件異議申立てを受けて医療機関に再度照会したところ、「全非開示とすることが精神医学的にも精神科の特殊性に照らしても、合理的かつ慎重な判断である」という回答であったため、再度検討したが、なお条例第20条第1号に該当し、全部非開示とすることが妥当であると判断した。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、西区市民部保険年金課が保有する異議申立人の医療機関受診等に係る診療報酬明細書である。

実施機関は、本件個人情報について、その全てを条例第20条第1号の開示請求者の個人情報に該当するとして、本件処分を行っている。

そこで、当審議会では、本件個人情報について、条例第20条第1号の該当性を検討する。

(2) 条例第20条第1号該当性について

- ① 診療報酬明細書は、保険医療機関が診療報酬を保険者に請求する際に提出される明細書であり、診療報酬明細書には、保険医療機関を受診した本人の氏名や生年月日、医療機関の所在地や名称、診療開始日などのほか、傷病名、本人に対して行われた検査、処置、手術、投薬、これらの医療行為に伴って点数が加算される項目に関する情報など診療や処置の内容が記載されている。

- ② 診療報酬明細書の開示の取扱いについては、平成17年通知において、「当該診療報酬明細書等を開示することによって、個人情報の保護に関する法律第25条第1項第1号に規定する『本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ』がないかどうか確認すること」及び「主治医の判断を求めること」とされている。また、実施機関においては、当該通知を踏まえ、診療報酬明細書等の開示手続について、平成20年12月にマニュアルを作成し、「開示することにより今後の治療上の支障が生じるかなど、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認するため」に主治医への意見照会を行うことを明記するとともに、主治医への意見照会について、「当該診療報酬明細書等を開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については『開示』、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については『一部開示』、開示することにより診療上支障が生じる場合については『非開示』と区分」したうえで、「一部開示又は非開示との回答については、その理由もあわせて記入を求める」こととし、さらに、医師の回答が「一部開示・非開示」となっている場合は、「その理由が福岡市個人情報保護条例第20条第1号に規定する非開示理由に該当するか否かを判断し、開示等を決定する」こととしている。
- ③ 条例第20条第1号は、開示請求者に関する個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる」と規定しているところ、傷病名については、診療上の方針や家族等の意向により、本人に告知されていないケースも想定され、そのような場合、診療報酬明細書等を開示することにより、本人への診療上の支障が生じ、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれも否定できないとともに、診療や処置の内容、処方の内容についても、その記載から傷病名が類推されるものもあるため、これらの情報について、実施機関が開示等の決定を行うにあたっては、開示による診療上の支障の可能性の有無を把握し、条例第20条第1号の該当性について慎重に判断することが求められる。
- ④ 本件個人情報について、当審議会で見分を行ったところ、保険医療機関を受診した異議申立人の氏名や生年月日、受診した医療機関の所在地や名称、診療開始日などのほか、傷病名、異議申立人に対して行われた検査、処置、処方、これらの医療行為に伴って点数が加算される項目に関する情報など診療や処置の内容などが記載されている。
- ⑤ そして、これらの個人情報を開示することが異議申立人の病状にどのような影響を与えるかについては、医学上の専門的な学識経験を持つ医師の判断が重要であるから、上記②で触れたように厚生労働省の通知を受けた本市の実施機関のマニュアルにおいて「主治医への意見照会を行う」ものとされていることには合理性がある。
- ⑥ 本件の場合、実施機関は医師の意見を照会しその回答を踏まえて全部非開示と

している。しかし、本件個人情報には上記④の内容が記載されているところ、これらのうち傷病名欄に記載された傷病名、摘要欄中の傷病名及び内訳のうち番号を除いた部分（以下「非開示妥当部分」という。）については、傷病名の推測が可能な情報であって、これらを開示することにより、具体的に本人への診療上の支障が生じ、その生命、身体、健康又は財産を害するおそれが生じ得ると考えられる。これに対し、非開示妥当部分を除いた部分については、受診した本人が当然知っている情報や様式上の記載事項に過ぎず、これらを開示することにより上記のおそれが生じるとは考えられない。

⑦ したがって、本件個人情報のうち非開示妥当部分については、条例第20条第1号に規定する非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当であるが、それ以外の部分については、非開示情報には該当せず、開示すべきである。

(3) 異議申立人の主張について

① 申立人は、当該医療機関との治療関係はすでに終了していること、他の医療機関にかかり、病状は回復に向かっていることを理由に開示すべきだと主張する。しかし、当該医療機関との治療関係が終了しているとしても、今後他の医療機関での治療の必要性が生じる可能性は否定できない。また病状が回復に向かっているかどうかなどについて当審議会では判断できない。

② また、申立人は、主治医への意見照会は病名の告知がなされているか否かを確認し、告知されていない場合にのみ非開示とすべきであるが、申立人はカルテの開示などにより病名の告知を受けているので非開示とする理由がない、それでもなお非開示の場合は「正しい病名が告知されていない」ことを意味すると主張する。しかし、病名が告知されているか否か、それが正しいか否か等については当審議会では判断できない。

③ さらに、申立人は、医療機関には診療報酬の不正請求の疑いがある旨を主張するが、この事実の有無は申立人の病状に影響を与えるかどうかの判断とは関係がない。

④ 加えて、異議申立人は、「『真実を知りたい』と願う者に『真実を知ってもよいのか』と聞くのは愚問であり、『告知』の問題はそもそも存在しない。」としている。この主張は、実施機関が条例第20条第1号に該当するとして本件処分を行ったことに対し、非開示情報が「生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であっても、『真実を知りたい』と願う者には『告知』の問題はそもそも存在しない」ので開示すべき、というものであると思料する。しかし、条例第20条第1号の趣旨は(2)のとおりであり、本人の同意は当該非開示情報の開示の判断を左右するものではない。

⑤ なお、異議申立人は、その他にも主張するが、当審議会の上記判断を左右す

るものではない。

(4) 結論

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年10月16日	実施機関から諮問
平成25年11月15日	実施機関から弁明意見書を受理
平成25年12月20日	異議申立人から反論意見書を受理
平成26年 5月21日 (第145回不服申立て部会)	審議
平成26年 6月25日 (第146回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成26年 7月30日 (第147回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取及び審議
平成26年 8月27日 (第148回不服申立て部会)	審議
平成26年 9月24日 (第149回不服申立て部会)	審議
平成26年10月22日 (第150回不服申立て部会)	審議